

物品調達等一般競争入札参加資格基準

埼玉県が物品の購入及び印刷の請負に係る契約の相手方を一般競争入札で選定する際に要する入札参加資格要件は、「物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱」（以下「資格要綱」という。）に定める等級区分によるほか、この基準によるものとする。

1 所在地及び企業規模要件

原則として次の優先順位により、所在地及び企業規模要件を設定するものとする。

(1) 物品の購入

ア 第一順位：県内に本店を有する中小企業（以下「管轄内中小企業」という。）及び県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する中小企業（以下「準管轄内中小企業」という。）

イ 第二順位：県内に契約の主体となる本支店営業所等を有する大企業（以下「管轄内・準管轄内大企業」という。）

ウ 第三順位：それ以外の者（以下「管轄外企業」という。）

(2) 印刷物の請負

ア 第一順位：管轄内中小企業及び埼玉県内に工場を有する準管轄内中小企業

イ 第二順位：埼玉県内に工場を有しない準管轄内中小企業

ウ 第三順位：管轄内・準管轄内大企業

エ 第四順位：管轄外企業

※別紙 「入札参加資格イメージ図」参照。

2 その他の入札参加資格要件

前項に定めるもののほか、必要があるときは、入札公告又は仕様書に以下の要件を付すことができるものとする。

(1) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の不履行のおそれもなく、アフターサービス等が可能と認められる者であること。

(2) 契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

(3) 契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

(4) 輸入に係る物品等を購入しようとする場合は、外国の製造会社若しくは販売会社から販売権等を得ている者又は取引が可能な者であること。

(5) 特殊な物品の製造請負等の契約において、その製造請負等の供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(6) 物品の購入に際し、銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物品を供給できる者であること。

(7) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物品を購入しようとする場合は、当該物品を供給できる者であること。

附 則

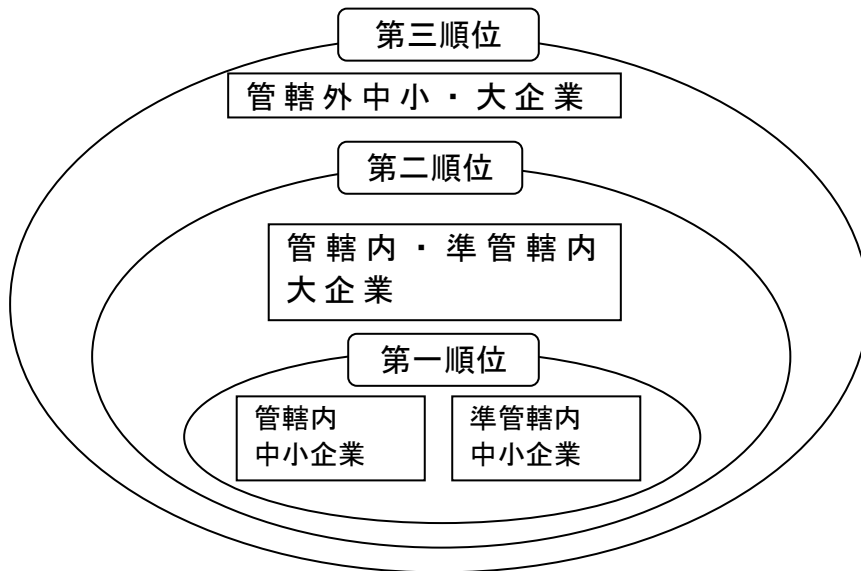
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

入札参加資格イメージ図

1 物品



2 印刷物の請負

